



助成金の最新情報と活用のポイントをお届けします

助成金通信

9

2023

発行:はぎの社会保険労務士法人

〒262-0032 千葉市花見川区幕張町 6-73-4

TEL 043-272-3081 FAX 043-274-3369

最低賃金の引き上げに対応、設備投資等を行って効率化

業務改善助成金

業務改善助成金とは、中小企業・小規模事業者が生産性向上に資する設備投資等を行うとともに、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成する制度です。

◆◆助成対象と助成金額の概要◆◆

助成の対象となる事業者は
右の要件を満たす必要があります。

- ☆ 中小企業・小規模事業者であること
- ☆ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内であること
- ☆ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

助成の対象となる経費は、「生産性向上・労能率の増進に資する設備投資等」です。具体的には、機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練などが挙げられます。**助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。**助成率や助成上限額は、申請を行う事業場の引き上げ前の事業場内最低賃金や、引き上げる最低賃金額及び引き上げる労働者の人数(※)によって異なります。

また、特例的な拡充が受けられる事業者もあります。例えば、新型コロナウイルス感染症の影響や原材料費の高騰などで利益が減少した事業者は、助成上限額や助成率が高くなったり、関連する経費も助成対象となったりします。今年度の申請期限は令和6年1月31日、事業完了期限は、原則令和6年2月28日になります。

◆◆引き上げる労働者数の数え方(※)◆◆

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げることで、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。
(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)



<例：事業場内最低賃金900円の事業場で30円コースを申請する場合>

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に**算入可**
- B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、**算入不可**
- C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、**算入可**
- D：既に引上げ後の事業場内最低賃金以上なので、**算入不可**



<事業場内最低賃金とは？>

事業場で最も低い時間給を指します。
(ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。)
事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金(国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額)と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。
ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

◆◆助成上限額・助成率◆◆

助成上限額				
コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上*	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上*	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上*	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上*	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

助成率	
870円未満	9/10
870円以上 920円未満	4/5(9/10)
920円以上	3/4(4/5)

()内は生産性要件を満たした事業場の場合

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②・③に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が920円未満である事業者
② 生産量要件	売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
③ 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント*以上低下している事業者

※「%ポイント(パーセントポイント)」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

◆◆受給のポイント◆◆

- 幅広い経費が対象になりますが、代理人(提出代行者、事務代理者を含む)に支払う経費は対象になりません。
- 特例事業者に該当すると生産性向上に資する設備投資等のうち、
 - 定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車
 - PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入が対象になります。
- 特例事業者に該当すると関連する経費として、広告宣伝費(チラシの制作費)、改築費(事務室等の拡大)、汎用事務機器(複合機等)や什器備品(机・椅子等)の購入なども経費対象になります。ただし、生産性向上に資する経費を上回らない額までが対象です。
- 助成経費の対象が増える特例事業者に該当するためには生産量要件(売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて15%以上減少している事業者)又は物価高騰等要件(原材料費の高騰など、社会的・経済的慣行の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント以上低下している事業者)を満たす必要があります。
- 交付申請提出後に賃金を引き上げた場合が対象になります。また、最低賃金の引き上げ前に最低賃金の引き上げを見越して賃金の上昇を計画しても問題がありません。しかし、その場合は最低賃金の引き上げ時までに事業場内賃金引き上げ対象労働者が実際に引き上げられた賃金で働いている必要があります。例えば、時給や日給制の人で9月30日に引き上げを予定しているのに9月30日に働いていない人を対象にすることはできません。
- 交付申請書提出後に事業内最低賃金の引き上げができますが、設備投資等の経費支出は交付決定後になります。
- 前年度に業務改善助成金を活用した事業主も対象になります。
- キャリアアップ助成金 賃金規定等改定コースとは併給調整がかかります。同じ人を対象労働者に選定することはできません。



いつもお世話になっております。

毎年10月に最低賃金の引上げが毎年予定されております。

これを機に、助成金を活用しながら生産性向上に資する設備投資をご検討してみても如何でしょうか。

検討設備投資のご予定がありましたら、購入実行する前に弊社までご連絡下さい。